

国際法 II (主体)

科目ナンバリング ILA-202
選択 2単位

則武 輝幸

1. 授業の概要(ねらい)

国際関係をより良く理解するためには、国際社会を規律する法規範、すなわち国際法(国際公法)を知ることが必要である。2003年度まで、国際公法の講義は、国際公法I(2年次配当4単位)、国際公法II(3年次配当4単位)の2科目に分かれていたので、私担当の国際公法Iでは、国際法の総論にあたる部分について講義していた。(ただし、個人に関する国際法および外交使節・領事・外国軍隊に関する国際法については、例年時間切れとなるため、3年次配当の国際公法IIに譲っていた。)2004年度より、国際公法Iは、国際公法A(2年春期2単位)と国際公法B(2年秋期2単位)、国際公法IIは、国際公法C(3年春期2単位)と国際公法D(3年秋期2単位)に分割されることになった。また、2013年度入学生より、国際公法Aは国際法(歴史・法源)、国際公法Bは国際法(主体)、国際公法Cは国際法(空間)、国際公法Dは国際法(秩序維持)と改称されることになった。さらに、2018年度入学生より、国際法I(歴史・法源)、国際法II(主体)、国際法III(空間)、国際法IV(秩序維持)と改称されることになった。今年度の国際法II(主体)では、春期の国際法I(歴史・法源)を受けて、国際法の総論にあたる部分のうち、国家の成立要素、国家の類型、国家の成立の態様、国家承認、政府承認、国家承継、政府承継、国家の基本的権利・義務、国家の国際交渉機関(外交使節・領事機関・外国軍隊)、国際機構に関する国際法、個人に関する国際法について、最新の具体的事例を踏まえて講義することにする。

2. 授業の到達目標

①国際法の基本として、国家の成立要素、国家の類型、国家の成立の態様、新国家が成立した場合の国家承認と国家承継、非合法的手段で新政府が成立した場合の政府承認と政府承継、国家の基本的権利・義務、国家の国際交渉機関(外交使節・領事機関・外国軍隊)について、理解できるようになる。

②国際法の基本として、国際機構の組織と活動を規律する国際法、個人に関する国際法について、理解できるようになる。

3. 成績評価の方法および基準

原則として、期末試験100%で評価する。中間試験やレポートは実施しない(詳しくは第1回で指示する)。

4. 教科書・参考文献

教科書

渡部 茂己・河合 利修 編 『国際法(第4版)』 (弘文堂)

杉原 高嶺・水上 千之・臼杵 知史・吉井 淳・加藤 信行・高田 映 著 『現代国際法講義(第5版)』 (有斐閣)
前者をメインテキスト、後者をサブテキストとして使用する。

参考文献

浅田 正彦 編集代表 『ベーシック条約集(2022年版)』 (東信堂)

薬師寺 公夫・坂元 茂樹・浅田 正彦・酒井 啓亘 編集代表 『判例国際法(第3版)』 (東信堂)

杉原 高嶺・酒井 啓亘 編 『国際法基本判例50(第2版)』 (三省堂)

森川 幸一・兼原 敦子・酒井 啓亘・西村 弓 編 『国際法判例百選 第3版』 (有斐閣)

その他、講義の中で適宜指示する。

5. 準備学修の内容

必ず教科書・プリントで予習・復習をして、自学自習の習慣を身に付けて頂きたい。

毎回、予習プリントと復習プリントを配布するので、必ず記入して提出すること(詳しくは、授業内で指示する)。

教室に座っていさえすれば単位がもらえると思っているならば、大間違いである。

6. その他履修上の注意事項

①春期の国際法I(歴史・法源)を必ず履修した上で、受講して頂きたい。その他、国際法III(空間)、国際法IV(秩序維持)、国際人権法、国際安全保障法、国際組織法I・II、国際経済法I・II、国際裁判所論I(法律学科のみ)、国際関係論I・II、国際政治学I・II(政治学科のみ)、外交史I・II(政治学科のみ)。極力、同じ2年次配当の国際関係論I・IIを履修することが望ましい。また、3年次配当の国際法III(空間)、国際法IV(秩序維持)、国際人権法、国際安全保障法、国際組織法I・II、国際経済法I・II、国際裁判所論I(法律学科のみ)を履修する場合には、この科目的単位をすでに取得しているか。または並行して履修していることが、極力望ましい。

②毎日、新聞の国際欄を読んだり、テレビのニュースを見たりして、自発的に国際問題に対する関心を深めるよう、努力して頂きたい。

③おおむねテキストの順序に従って講義するが、随時、補足のためにプリントも配布する。講義の初日と最終日のみ出席するようないい加減な受講態度では、単位の取得は望めない。「先生の話はだまって聞きましょうね」、「勝手にお外に出してはいけません」とは幼稚園児が習うことである。幼稚園児「未満」の振舞いは、厳に謹んで頂きたい。途中で出て行くつもりなら、初めから来なくてよろしい。

7. 授業内容

【第1回】 おおむね教科書の構成に従って、以下の順序で講義する。

オリエンテーション

【第2回】 国際法 I (歴史・法源)の試験の答え合わせ。

【第3回】 国際法と国家①

国家の成立要素

【第4回】 国際法と国家②(プリントで補足)

国家の類型—單一国家と複合国家(国家結合)、並列の国家結合

【第5回】 国際法と国家③(プリントで補足)

国家の類型—從属的国家結合

【第6回】 国際法と国家④(プリントで補足)

国家の類型—特殊な国家結合

【第7回】 国際法と国家⑤(プリントで補足)

国家の成立の態様—合併、分裂

【第8回】 国際法と国家⑥

国家の成立の態様—分離

- 【第9回】 国際法と国家⑦
 国家承認
- 【第10回】 国際法と国家⑧
 政府承認
- 【第11回】 国際法と国家⑨
 国家承継
 政府承継
- 【第12回】 国際法と国家⑩
 国家の基本的権利・義務
- 【第13回】 国家の国際交渉機関
 外交使節
 領事機関
 国家元首および外務大臣
 外国軍隊
- 【第14回】 国際法と国際機構
(詳しくは、国際組織法 I・II に譲る)
 国際機構の概念と歴史
 国際機構と加盟国
 国際機構の構造
 国際機構の意思決定
 国際機構の特権・免除
- 【第15回】 国際法と個人
(詳しくは国際人権法に譲る)
 国籍(プリントで補足)
 人権保障の国際化
 国連と国際人権法の発展
 国際人権法典
 その他の重要な人権条約
 人権保障の国際制度—国連を中心に
 難民と国際法
 個人の国際犯罪と国際刑事裁判所(プリントで補足)

ただし、以上は大まかな予定であり、必ずしもこの通りに進行するとは限らない。